

令和元年 1 2 月 2 3 日 開会
令和元年 1 2 月 2 3 日 閉会

決算審査特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

期 日 令和元年 12 月 23 日（月）

場 所 米子市淀江支所大会議室

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 管理者あいさつ
- 4 審査事件  
平成30年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について
- 5 委員長報告について
- 6 閉 会

~~~~~

出 席 者 （ 7 名 ）

委員長	国 頭 靖	副委員長	足 田 法 行
委 員	今 城 雅 子	委 員	戸 田 隆 次
委 員	井 藤 稔	委 員	幸 本 元
委 員	小 谷 博 徳		

~~~~~

## 欠 席 者 （ 0 名 ）

~~~~~

説明のため出席した者

管理者 米子市長	伊 木 隆 司	副管理者 米子市副市長	伊 澤 勇 人
事務局長	神 庭 千 秋	消防局長	藤 山 史 郎
事務局次長兼総務課長	三 上 洋	事務局次長兼環境資源課長	隠 樹 千 佳 良
消防局次長兼総務課長	赤 川 紀 夫	事務局施設工事課長	板 井 寛 典
消防局予防課長	安 達 憲 吾	消防局警防課長	多 田 儒 司
消防局指令課長	細 田 恵 誠	事務局総務課長補佐	伏 野 哲 彦

~~~~~

## 事務局の職員

書記長

針田 智子

書記

堀尾 周作

~~~~~

1 開 会

(午後1時25分)

○国頭委員長 それでは、少し早いようですが、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

~~~~~

### 2 委員長あいさつ

**○国頭委員長** まず、ごあいさつさせていただきます。本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、去る11月22日に開催されました、組合議会定例会においてですね、当委員会に付託されました、「平成30年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について」の審査を行いたいと思います。

審査にあたりましては、限られた時間でございますが、委員の皆様からの活発なご意見を頂戴したいと思います。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

3 管理者あいさつ

○国頭委員長 それでは続きまして管理者からごあいさつをお願いいたします。

○伊木管理者 はい。失礼いたします。改めましてこんにちは。

(「こんにちは」という声あり)

本日は、決算審査の特別委員会にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より当組合の運営に対しまして、格別の理解とご配慮を賜っておりますことに、改めてお礼を申し上げます。

本日は、平成30年度の決算審査に係る話し合いということでございますが、私どもといたしましては、関係諸法令に基づきまして、適正に予算執行していると考えておりますが、皆さまの視点から改めて見ていただきまして、様々なご指摘等いただきまして私どもとしまして、改めてより一層適正な予算執行を果たしていきたい、その

ように思っております。どうか忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○国頭委員長 ありがとうございました。

~~~~~

#### 4 審 査 事 件

○国頭委員長 それでは、日程第4に移りたいと思います。「平成30年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○三上事務局次長 委員長。

○国頭委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 そういたしますと、平成30年度の一般会計決算につきまして、要点を説明をさせていただきます。まず、資料のほうでございますけども、説明に使わせていただきますのは、歳入歳出決算書。それから、右肩に「議案第13号参考資料」と書いておりますいずれも横版の資料2種類を使わせていただきまして、説明をさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

そういたしますと、まずはじめに決算書の2ページ3ページをご覧くださいませうでしょうか。2ページ3ページが歳入についてでございます。予算現額56億8,132万8千円に対しまして、収入済額は56億9,355万5,540円となっております。不納欠損額及び収入未済額はございませんでした。予算現額と収入済額との比較でございますけども、1,222万7,540円となっております。予算現額に対する増減額は、100.2パーセントということになっております。予算現額に対しまして増となりました要因につきましては、もう一つの参考資料のほうをご覧くださいませうでしょうか。1番の決算状況の(1)に書いておりますけども、予算現額に対し超過又は不足した主な項目ということでございます。超過いたしましたものにつきましては、使用料及び手数料、これが火葬場の使用料。主な内容ということで書いてありますが、それからリサイクルプラザの不燃物処理手数料、危険物取扱事務手数料がございます。それから諸収入といたしまして、再生用有価物の売払収入、こちらのほうが増というふうになっております。また、資料のほう恐れ入ります、戻りまして、4ページ5ページのほうをご覧ください。こちらが歳出の一覧でございますけども、まず予算現額でございます。これは歳入と同額でございますけども、56億8,132万8千円ということになっております。支出済額は56億3,989万1,587円でございます。翌年度の繰越金はございません。不用額でございますけども、4,143万6,413円というふうになっております。この不用額の主な内容につつま

しては、恐れ入りますが、また参考資料のほうに記載をさせていただいております。参考資料の（２）でございます。不用額の主な内容ということで、２００万円以上のものを挙げておりますけれども、記載のとおり契約額それから実績額の減によるものということになっておりまして、こちらに記載のとおりという内容でございます。元の資料に戻っていただきまして、歳出の予算現額と支出済額の比較でございますけれども、４，１４３万６，４１３円ということになっております。歳出における執行率でございますけれども、これは９９．３パーセントでございました。その結果といたしまして、歳入歳出の差引額でございますけれども、５，３６６万３，９５３円ということになりまして、これにつきましては、翌年度、令和元年度の一般会計に全額繰越を行わせていただいておりますけれども、このうち、昨年この委員会でご指摘をいただきましたこの決算剰余金の２分の１をくだらない額につきましては、本年度の年が明けました１月補正におきまして、基金のほうへ積み立てをさせていただくということにしているところでございます。続きまして、前年度の決算額と比較いたしました主な特徴について説明をさせていただきます。恐れ入ります、こちらのほうがまた資料が替わります。参考資料のほうになりますけれども、こちらの１ページ目の２番目でございます。まず歳入でございますけれども、前年度と比較をいたしまして総額で２億２，０８８万４千円、率といたしまして３．７パーセントの減少ということになっております。減額の主な要因でございますけれども、これは平成２９年度に実施をいたしました大規模事業が完了したことによりまして、予算規模が縮小いたしました、それに伴いまして市町村負担金が減、ということで１億１，５６４万６千円下がっています。また併せまして組合債のほうが２億３，２７０万円減少したことによるものでございます。その下に主な増減内容を記載をさせていただいておりますので、ご確認いただけたらというふうに思います。続きましてページをおはぐりをいただきまして、２ページの中ほどでございます。（２）歳出でございます。歳出の前年度と比較した状況でございますけれども、総額で２億２，１８１万２千円。歳出で３．８パーセントの減、ということになっております。この主な減額の要因でございますけれども、これも平成２９年度に実施をいたしました大規模工事が完了したことや、及び３０年度の事業量の減少によるものでございます。主な増減内容につきましては、一覧表に記載をさせていただいておりますので、ご確認をお願いできればというふうに思っております。恐れ入ります。引き続きましてまた歳入歳出決算書の２２ページ２３ページ、後ろから１枚目２枚目になりますけれども、ご覧いただけますでしょうか。２２ページから財産に関する調書ということで載せております。１番といたしまして、公有財産でございますけれども、平成３０年度中には土地および建物の増減はございませんでした。続きまして、２３ページの２の基金でございます。（１）の財政調整基金につきましては、年度間の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高といたしましては、６万２千円と

いうことになっております。(2)の退職積立基金につきましては、平成30年度は退職手当を25人分支給をいたしております、約4億9,000万円取崩しを行いましたけれども、併せまして新規積立ですとか、運用利子の積み立てがございまして、年度中の増減高といたしましては、記載をしておりますように7,631万3千円の減ということになっておりまして、年度末現在高は8億6,486万3千円ということになっております。(3)のうなばら荘基金でございます。こちらは、年間2,500万円の指定管理料の納入金の中から、該当年度の補修維持費を差し引いた額を積み立てることとしておりますが、平成30年度につきましては、起債償還のために基金の一部を取り崩しておりまして、その関係で減ということになっておりまして、決算年度末の現在高は1,380万円ということになっております。最後でございすけれども、昨年の本委員会でご指摘をいただきました処理状況につきましては、別葉で資料のほうをお配りしております。そちらのほうに5項目の処理状況を記載をさせていただいておりますので、恐れ入りますがこの場での説明は割愛をさせていただきたい、というふうに考えております。平成30年度の決算の要点につきましてのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○国頭委員長** 平成30年度決算について事務局からの説明は終わりました。これより質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質疑がある方はお願い申し上げます。

**○今城委員** はい。

**○国頭委員長** 今城委員。

**○今城委員** はい。すいません。何点かありますので、順次させていただきたいと思うのですが、まずは、ごめんなさい、前後してしまうかもしれないんですけど、「決算に係る主要な施策の説明書」の1ページのところなんですけど、介護認定審査会のところで、審査委員数、それから合議体数、そして週当たりの回数等がきちっと載せてくださいまして、よく分かるんですけども、現在、認定の申請をした段階から法律では1か月以内に認定書が来ることになっているんですけども、しばしばこれ1か月を越えていまして、これは合議がある場合とかのタイミングっていうことも絶対あるとは重々分かっているんですけども、しばしば1か月を越えるということが分かっているんで、「1か月を越えますよ」というお知らせがきちっと来ていますが、本来だったら1か月以内に、っていうことをしないといけないだろうなと思うところが、結構この「1か月越えてます」ということになっているのが常態化されているように私は思っているところがあって、そこの辺のところは合議体の数ですとか委員さんの数ですとかっていうところが、年々件数も増えてきている、これは仕方のないことだと思うんですけど、そういうこともあるということを考えると、もう少しこの辺は1か月以内というのができないのが現状精一杯という状況なのか、そのへんのところ少しお聞きしたいと思います。

**○三上事務局次長** はい、委員長。

**○国頭委員長** 三上次長。

**○三上事務局次長** 介護認定審査におけます期間の問題ということのご質問でございますけれども、この認定につきましては、市町村のほうからとりまとめといいますか、依頼を受けまして、本組合におきましては2次審査というものをさせていただいておりますけれども、これにつきましては、申請を市町村のほうから、毎週の金曜日に締切をさせていただきまして、うちのほうで審査をさせていただきます期間が、審査員さんへの書類の送付ですとか、そういう事務付けのものもあるんですけど、だいたい2週間でお返しをさせていただいているという状況でございます。ですので、市町村の窓口申請がされましてから、最終的に結果が出るという部分のなかでの、市町村のほうで事前にかかっている時間等もございますけれども、組合のほうの処理期間ということでは基本的にはそういう形にさせていただいております。ただ、たまに市町村のほうからうちのほうに審査依頼があるんですけども、なかなかその内容が分かりづらいものがございます、それにつきましては、一度うちのほうで内容の確認をさせていただいて、整理をするんですけども、どうしても整理しきれないものは一度市町村にお返しをして、こういう点が分かりませんよ、ということでそういうようなものがごくまれにですね、そういうケースがございますので、そのようなものについては期間がまた市町村のほうで審査員さんにですね、最初に審査をされる審査員さんのほうで確認されるという行為がある、というふうに思っています。当組合での期間につきましては、先ほど申しあげましたように、概ね2週間でだいたいすべてのものを回収させていただいているということになります。

**○今城委員** はい。

**○国頭委員長** 今城委員。

**○今城委員** 分かりました。人数が少ないとか、合議体が少ないからということではないということであれば、これが精一杯というか、広域としてはきちっとしているということでしたら、各市町村の問題も少しずつはあるかもしれませんが、あまりここで大きく言うことではないと思うんですけど、もしその辺のところが人数的に少ないっていうことでしたら、検討の余地もあるのかなっていうふうにも思いますので、これは「してください」っていうことではなく、「実情に応じてよろしくお願いします」っていうことを一つ申しあげておきたいと思います。

もう一つ続けていいですか。同じところ（平成30年度 決算に係る主要な施策の説明書）のですね、7ページ、6ページになるところかもしれないんですけど、不燃物の中間処理施設のところでですね、処理対象ごみから回収した2,105.74トンの資源物を売却して、っていうことを書いてくださってまして、先ほど決算で教えていただいたようにそれが収入の、雑収入、諸収入か。としてのものになってくるの

かな、って思ったりはするんですけども、しばしば最近市内で特に古紙類等が大きい重さとしてなっていると思うんですけど、市内で古紙類とかを回収されている業者さんもたくさんおられるというなかで、そちらのほうはポイントがつくとかっていうこともあって、なかなかこの、実はここは市やそれから協同としての9市町村の収入の部分にもなる、にもかかわらずそういうところがちょっとあるっていうのが、前から気になっているところなんですけど、結局そこのが少なくなることによって、各市町村の負担金が少しだけでも増えていくんじゃないかなという気持ちも少しあって、そこのところっていうのをどういう見解をしておられるのかな、っていうのを少し伺っておきたい、これは法に触れることでは一つもないので、見解としてのことだけ伺っておきたいかなっていうふうに思うところなんです。

**○隠樹事務局次長** はい。

**○国頭委員長** 隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** おっしゃられますように、米子市内が中心だと思うんですけども、さまざまな回収の形態を民間事業者がとおられますので、ごみを持ち出すという意味では、非常に利用者から見ればいいことだという具合には考えてますけども、おっしゃいますように我々の収入という面で見ますと、そういった資源物の、ようは減ってくるということになると、相反する意味で困ったことといたしますかねえ、いう具合には思いますけど、利用される方の利便性というのを重要視して考えた場合には、市内にですね回収場所がどんどん設置されるということは、いいことではないかという具合には思っております。

**○今城委員** はい、委員長。

**○国頭委員長** 今城委員。

**○今城委員** 確実にそうというふうには思っていないんですけども、その中のいくつかは、米子市でも私何回かお話ししてるんですけども、持ち去りの事案になってることが多くて、その持ち去り事案に対する考え方もあると思いますし、これはちょっと一度広域でどういう形になるかは分からないんですけども、持ち去りの禁止のこととかあときちんと排出するっていうことの啓発というふうな形がいいですかね、そういうことっていうのも一度ぐらいは考えてみないといけないのではないかな、っていうふうに私は思っていますので、またご検討くださればというふうに思います。

続いてですね、決算審査資料、30年度の決算審査資料のほうの7ページとそれからもう一つ、これは12ページのところにあると思うんですけども、入札の状況のところを載せていただいているところなんですけど、ここのところで2か所特に大きく予算額、えーと予定価格、これは予定価格じゃなく予算額なんですけども、と大きく契約金額が違っているところがあって、これは多分システムとかの保守等なので、とあと調査業務等ですので、予算額で立てたものと実際に入札されたところっていう

のが、差異が出てくるっているのは、これはある意味仕方がないのかなと思ったりもするんですけど、ごめんなさい、言うのを忘れてました。7ページの2番目の案件で言うと、組合例規集のデータベースシステムの導入及び保守管理のところと、12ページのやつだと60番の大山消防署ほか消防庁舎6施設現状調査、調査結果を取りまとめ、改修基本計画を策定するものっていうこの案件なんですけども、非常に差異が大きいな、というのは仕方がないことなのかもしれないなと思うんですけど、予算を立てられたときの考え方というか、予算額を算出された時の積算方法とかそういうことがちょっとどうなのかと思って少し伺っておきたいと思うんですが。

**○三上事務局次長** はい、委員長。

**○国頭委員長** 三上次長。

**○三上事務局次長** 番号2番目の例規集の電子化業務について、総務課のほうからお答えさせていただきますけども、これにつきましては案件の概要に書いておりますように、内容といたしましては組合の例規集、これ紙ベースのものでございましたけれども、これを電子化することによりまして、紙ベースの例規集を少なくしております。それからウェブデータベースシステムを新たに構築をして導入をしたもの、これがその保守管理というようなものが内容でございますけども、これにつきましては、予算編成段階といいますか、非常に法律の専門的な業務となっておりますので、そういう実績がありますところ、落札業者は記載がありますように株式会社ぎょうせいさんですけども、もう1社、第一法規さんのほう、この2社から見積もりを取らせていただきました。でその中で結論だけ申しあげますと、実は安いほうで見積もりをいただきました金額をベースに当初予算額を設定しておりまして、ここには表れてませんけども、実は安いほうの見積もりを出されたのは、落札をされましたぎょうせいさんではなくて、第一法規さんのほうだったんですけども、そちらのほうで、見積額の安いほうで積算をさせていただいたところだったんですけども、実態といたしましては先ほど指摘をいただきましたように、半額、50パーセントを下回る額で、高い見積もりを出されましたぎょうせいさんのほうが落札をされたと、というような実態としてこのような形になったものでございます。この時には考え方といたしましては、見積額を中心に当初予算額を出させてもらったんですけども、やはりここで反省させていただきましたのが、今後はですね、同類の事業を他団体がやっていますときは、どのような事業費でやっておられるとか、予算額に対してどれくらいの実績でやられたとか、そのあたりを詳しく確認をさせていただいて、予算編成のほうに役立ててまいるといふふうに考えております。

**○赤川消防局次長** はい。

**○国頭委員長** 赤川消防局次長。

**○赤川消防局次長** 60番のほうについて簡単にご説明させていただきたいと思いま

す。発注業務の内容は、建築基準法第12条に基づく点検業務を指しております。中身としましては、敷地の地盤ですとか建物の外部内部、屋根などの劣化調査を行うものであります。今回の対象施設であります大山消防署以下につきましては、この建築基準法第12条に基づく点検対象ではありませんでしたが、これら特殊建築物等定期調査業務基準に基づいた仕様によって行っております。よって、この予算額と契約額の差がこれほど広がったことについては、業者側のほうの事情でありまして、こちらのほうではお答えできかねないと考えております。

○**今城委員** はい。

○**国頭委員長** 今城委員。

○**今城委員** 分かりました。業務ですので何とも言えないところはあると思うんですけど、先ほど次長おっしゃってくださったみたいに、他団体とかいろいろ検討していただいて調査していただいたときにこの差異が、やはり少し縮まるなりがあれば、ほかの予算として使える可能性もあるのかな、とも思ったりしますので、精査の辺は少しお願いできればとも思ったりします。

もう一つ最後にすいません、歳入歳出決算書の一番最後のところです。重要備品のところがありまして、重要備品500万円以上ということで記載していただいているんで、去年も伺ったかもしれないなとか思ったりするんですけども、先般倉吉市の市議会のほうで、「市で」というあれだったかもしれないですが、洪水等が起こったりしたときのボートとかの備えとかはどうなっているんだ、っていうようなことで備えてないっていうことが分かって、非常に報道もされたりしたんですけど、たぶんそれは手漕ぎの、水が増水とかしていったりするときに、助けに行くためのボートみたいな形だと思うんですけども、これは500万円以上じゃないのかなと思いながら、ここに出てないのでそもそもどれくらいの備えになっているのかな、っていうことを少し伺えればと思います。

○**多田警防課長** はい。

○**国頭委員長** 消防局警防課長。

○**多田警防課長** ただ今ご質問いただきましたボートの状況でございますけども、4署とそれから皆生出張所のほうに配備をしております。米子消防署、それから境港消防署、これはエンジン付きのボートでございます。当局の整備といたしましては、計5艇を準備しております。

○**今城委員** はい。

○**国頭委員長** 今城委員。

○**今城委員** 去年もちょっとお話をしたかな、とは思うんですけど、大規模な形になったときに、実際5艇でほんとに大丈夫なのかとか、持っていらっしゃる所との協定などをして、貸出していただけるようなことができるのかとか、様々な事を今後はあ

れだけの規模の災害を見せられると、すべてが米子市や西部広域にすべてが同じことになるんだということはあり得ないというか無いだろうと思うんですけども、備えるっていうことはそういうことではないかなというふうに思ってるところですので、「もっと増やさない」ということは多分それはできないと思ってるんですけど、持っていらっしゃる所との協定などみたいなことをもう少し模索していただければな、っていうふうにも思ったりしますので、ようは考えていただければと思いますので。以上です。

○国頭委員長 他にありませんでしょうか。

○戸田委員 委員長。

○国頭委員長 戸田委員。

○戸田委員 ちょっといろいろと議論していただければな、と思いますが、今の議案13号の参考資料のところ、先ほど説明がありました再生用有価物の売払収入増、1,000万なんですけど、これは単価の見直しは何か月に1回ぐらいしておられるんですか。

○小林環境資源課長補佐 はい。

○国頭委員長 事務局環境資源課長補佐。

○小林環境資源課長補佐 小林と申します。単価の見直しについては、3か月に1度を原則としまして、申し出により延長して改定を見直しするというようなことを決めております。

○戸田委員 委員長。

○国頭委員長 戸田委員。

○戸田委員 申し出というのではなくて、市場調査をされて、それで売払収入額と歳入、まあいわゆる売単価等を調整しながら歳入に入れていくんですけど、その市場調査は西部広域でやられたんですか。相手の申し出だけなんですか。

○小林環境資源課長補佐 はい。

○国頭委員長 小林環境資源課長補佐。

○小林環境資源課長補佐 はい。業者、売り先のほうから提供していただく資料とともに、こちらのほうでもインターネットなどで確認を取りながら金額というものを決めておるという状況でございます。

○戸田委員 委員長。

○国頭委員長 戸田委員。

○戸田委員 この売払収入というのはご承知のとおり、これは修繕料の大きな原資なんですよね。そのへんのところで十分に検討されて、で今の収入を見込んでいかないと、相手先から情報を得て調査するのではなくて、事前に経済情勢なり、背景を見ながら調整をされて単価の設定をしていかないと私はいけないと思いますよ。

それで1点ね、重複するんですけど今城委員さんの答弁の中で隠樹次長が、一般廃棄物、紙とかそういうものについては利便性があるというような形で今答弁されたんですけども、伊澤副管理者そうでしょうかね。実は一般廃棄物は市町村の処理は責務なんですよ。それを途中で利便性を図って排出者側が市町村のステーションに置かずに、他に持っていくという売却というのは、これは私がおるときから県と何十年来協議して議論してきております。ステーションに出したものは、米子市なり伯耆町なり日野町の財産だということですからずっと議論はしてきとったんです。そういう中で、ステーションのところに出不さずに財産を他の資源会社に搬入して単価にするというシステムが、ほんとに適切なんでしょうかねえ。そこのところ議論されましたか。一般廃棄物は市町村の処理責務なんですよ。そこのルールが逸脱してないんですかねえ。ないじゃないですかねえ。私ずっと疑問に思っと思ってんですけど、そこのところ見解は何かありますか。

○伊澤副管理者 委員長。

○国頭委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 私の御指名でしたのでお答えしたいと思います。もし不足あるいは錯誤があれば、担当者のほうから訂正させていただきます。この問題は実は非常に難しい問題があります。ひとつは確実に言えますのは、いったん所定の廃棄物収集箇所に留置といいましょうか、収集のために置かれたもの、これは明らかに西部広域あるいは地元の自治体のものだと思います。従いまして、これ、今城議員もお触れになりましたけども、そこらからいわゆる持ち去るという行為はこれは違法性がある、このように解されておりますし、私もそうだと思っております。従いまして、そういった持ち去り行為等は法に触れますよ、ということをしきりと住民の皆さんにも周知し、まかり間違っても業者が集めて回るといようなことは絶対だめですよ、これは業界にも物申さなければなりませんし、その旨はある意味守られているんじゃないかと思っております。ただ一方で排出者である住民の皆さんが、その前段階として個人所有の物、これは個人が所有している限り廃棄物ではございませんので、廃棄物といえない段階のある意味有価性といいましょうか、対価性があるものを民間の処理業者に持ち込んでいくということ自体がですね、すべてこれ規制なり否定できるかという話になりますと、これは今の法律ではなかなか非常に難しいことだと思っております。これは戸田委員もよくご存じだというふうに思います。従いまして、貴重な資源になっていきます、つまり行政側の収集側の貴重な資源になっていきますということをきちんと啓発してですね、住民の皆さんにご理解いただいたうえで、そして選んでいただくと。いうことができることではないかなあ、というふうに思っております。まあそういった意味でまだすべきことがあるのかもしれないかもしれません。その部位についてはしっかり取り組んでいく、以上です。

**○戸田委員** 委員長。

**○国頭委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 再生用資源ごみ、当時リサイクルプラザを開設した時に、大きな分別を細分化したんですけれども、国の庁達のなかで再生用資源ごみとか資源化できるものは資源化しなさい、となったんです。それで一般廃棄物のなかでも、各市町村さんに説明なり住民説明対応についても、西部広域のいわゆる宝といいますか、ごみじゃないんですよ、宝なんですよと。廃棄物をそれだけ先ほど言いましたように修繕料に充てていくんだということから、そのへんのところ住民の方々に理解を得たんですけども、先ほど副管理者から説明があったように、ステーションに出されたものをアルミやスチール缶を持っていかれることが相当あって、県と相談の中で警察とも相談して行政指導をしてきたという事例が、私のときは相当あります。そういう中でいろいろとそういう端的なことが出てきたんですけども、うちの家内たちにもいろいろ聞くんですけど、やっぱり持って行かれる方いっぱいおられる。そうした中でほんとに西部広域のいわゆる修繕料の原資としてきたスタンスから、それが逸脱してきてますので、隠樹次長がおっしゃるような利便性ではなくて、定義をまずおさえてほんとに排出する段階から一般廃棄物ですよ、という定義ではないのかなど。その辺のところが十分に私は検討を要するのではないかなと。今城議員さんの今おっしゃったことも私聞いとして、やはりそのへんのところは定義をきちっと、今一度再確認をしていただきたい、いうふうに私はこれは指摘しておきたいというふうに思います。大きな原資です。

それで次にいきたいと思いますが、決算に係る主要な施策の説明書をご覧くださいと思います。それでごめんなさい、今城委員さんと重複しますが、1 ページ目を見ていただきますと、今の平成30年度の13,243件、で平成29年度は市町村別の審査判定件数が11,127件ということで、相当増えてます。それで、合議体数が16合議体で委員数は96名。これは私もこの審査本部立ち上げて十分に理解しておりますが、なかなか委員数、増やすのは難しいんでしょうけども、しかしながらこれからこういう介護保険数というのは、増えてくると私は思っているんです。右肩上がりになったときに、今、今城委員さんがおっしゃられたような、事務に遅れが出てくる状況が推測できるんですけども、今の形態を今後遅滞がないような事務を円滑化を図るためには、何とか工夫をしていかねばならないと思うんですが、その辺のところは検討されておられませんか。

**○三上事務局次長** はい、委員長。

**○国頭委員長** 三上次長。

**○三上事務局次長** 今、件数のお話がまずございましたので、若干補足をさせていただきますと、この資料では前年度29年度の資料と平成30年度のそれぞれ対比とい

うことで数が出ておりますけれども、現在のところ私どもの介護認定の件数の業績といたしましては、実はこれは制度が立ち上がりました年に、最初皆さんが、がっとう申請をされたということがございまして、一応今までのこの間のこれが平成11年度からスタートしておりますけれども、傾向といたしましては、3年周期でこの増減が繰り返されてきているというふうな分析をさせていただいております。この平成30年度といたしますのが、この3年周期のなかの一番ピークのところということがまず一つあります。ただ、3年周期で必ずピークが来るものですね、今後増えてくるということも、今後の動向としてあるわけでございますけれども、その分につきましては、現在、市町村とのやり取りが先ほど2週間かかっておりますと申しあげましたけれども、現在は、市町村とのやり取りにつきましては、郵送といいますか紙ベースでの審査書類の受け渡しというものをやっております。これを、将来的に状況を見ながらということになろうと思いますけれども、それぞれの構成市町村とオンラインを結ぶことによって、今の2週間というものの期間短縮も図れてくるということもございますし、あと、まず短縮においてはそのように対応できるものと思います。それから、あと人数等につきましてですけども、これにつきましては現在のところですね、このピークが実は介護認定におきましては、認定の有効期間が上限が24か月ございましたけれども、これが一昨年からですか、36か月ということであまり程度が変わらない方につきましては、有効期間が延びたというようなことがございまして、若干集中しておった山ですね、なだらかにするようなそういうことも国の段階でも検討しておるところなんですけれども、そういうような状況を見守りながらですね、うちのほうも分析をさせていただいて、この件数、ようは委員さんの数ですとか、合議体の数、これを増やす必要があるということであれば、そのあたりはそういった統計情報を見ながらですね、対応できるようにさせていただけたらというふうに考えるところでございます。

**○戸田委員** 委員長。

**○国頭委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** この介護認定審査会、よく市民から「なかなか通知が来ないんですよ」という声を聴くんです。そうなれば今米子市だけを単独で見ても1,600件くらい伸びておるといふ。伸び率にすると約2割強、まあ25パーセント増というふうな観点からいけば、今の審査体制ではなくて来年度なりそういうふうな増加傾向を踏まえた体制を整えて私は行くべきではないかなというふうに思いますので、その辺のところ十分に検討していただければな、というふうに思います。

で、次に3ページ、すいません、続いてお願いしたいと思います。うなばら荘の問題ですけど、これは今の本議会でも一般質問しておりますけれども、指定管理者を2年間というふうな形で、その中で十分に検討していくんだというふうな方針が示されたんですけども、やはりいろんな観点があるわけですけども、やはり私は今の民間に

売却するかというような私は方策は十分に今の当局のなかで検討されなければ私はならないというふうに思っております。私の持論ですけども、そういうふうな今の将来的な大きな投資も必要だろうというような形も示唆されとるわけですので、そのへんのところを回避するということになれば、また、今多角的な見地から検討した場合には、そういういろんな思い切った施策も私は必要であろうというふうに思っておりますが、当局はどのように考えとられますか。

**○伊澤副管理者** 委員長。

**○国頭委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** はい。うなばら荘の問題であります。これは今議員もおっしゃったとおり本会議でもやり取りをさせていただいたとおりであります。現在、2年間という指定管理者の更新を来年度からお願いするということでやっておりますが、この2年間の間にですね、さらに検討を深めていきたいところでございますが、ひとつは議員の中でもお触れになられましたけども、民間売却ということも当然視野には入ってくると思っております。現在、営業中の施設でありますので、そこのところをしっかりと踏まえながらということでもあります。一方で将来発生する費用負担をどうしていくのかということと、これは地元日吉津村さんのご意向をしっかりと踏まえる必要があるということ、土地を譲っていただいた経過とかそもそも誘致した経過とか、そうした日吉津村さん、たぶんそういうお考えだというふうに伺っておりますけども、温泉資源としての価値といひましようか、重要性というのもこれもしっかり忘れずに考えていきたいなというふうに思っております。あの地にあります温泉資源を持続可能な形でいかに長く、地域の宝として、あるいは日吉津村の宝として運営していくことができるのか、それは今のやり方ではなかなか難しいんじゃないかということを前提にですね、そういった方向で一番いい方法は何なのかということ、日吉津村さんの意向も踏まえながら、しっかりとした議論をし、結論を導いてまいりたい、とこのように思います。以上です。

**○戸田委員** 委員長。

**○国頭委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 目的の変更なり、民間売却なり休止、いろんな視点があると思いますので、その辺のところ十分にこの2年間の間に十分な検討をしていただければな、というふうに思います。これは指摘はしません。

救急医療施設はいいんですが、火葬場の5ページのところなんですが、令和2年度から指定管理者に委託をされるというふうに示唆されたんですけども、その辺の、これは炉の、今五輪さんですかね、が炉を委託を受けて指定管理者みたいに受けておられるんですが、で管理体系を指定管理者に今の制度を導入していくということで、2つの指定管理者が入ってくるという形なのか、将来的には五輪さんが受注されるかど

うか分かりませんけども、1 つのいわゆる指定管理者制度で管理をしていくというような、どのような体系を想定されておられますか。そこら辺を伺っておきたいと思います。

○板井施設工事課長 はい。

○国頭委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 桜の苑の指定管理の件でございますが、指定管理業者のほうは1 つのところにお任せするという方向で現在検討しておるところでございます。以上です。

○戸田委員 委員長。

○国頭委員長 戸田委員。

○戸田委員 一元管理をするということで想定をしておられるということなんですが、そうすればおのずから炉を管理する業者が指定管理をしていくという、優先みたいな形になってきますが、その辺のところはどのように考えておられますか。新たな方が参入できにくいというような状況にもなりはしませんか。

○板井施設工事課長 はい。

○国頭委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 現在の検討状況でございますが、先の議会、民生環境常任委員会におきまして、指定管理の関係ご報告させていただきました。今、戸田委員さんおっしゃいますように確かに桜の苑、火葬場でございますが、炉のメンテナンスということに関しましては、非常にデリケートかなと考えておりますが、他市の事例等も検討しながらですね、こういった形で指定管理者制度導入にあたっての条件といいますか、そういったところを今検討しておるところでございますが、また、ご報告できるときにですね、ご報告させていただきたいと考えております。以上です。

○戸田委員 委員長。

○国頭委員長 戸田委員。

○戸田委員 こだわるんだけど、炉の管理はデリケートなので専門性が必要になってくると思うんですよ。で、あとの受付管理、施設の全体管理っていうのは私は何を言いたいかといいますと、地場産業さんが十分に参入できるような様態で私はあると思うんですよ。しかしながら炉の管理は地場産業さんがなかなか参入できにくい。そうならば税金を投入する中で、やはり地場産業さんの参入ができるような状況を私たちはある程度考えていくのが一つの方策ではなかろうかと私は思うんですが、一元管理するということになれば、炉の管理のほう为主体になってその専門性の方に委ねなければならないような状況が創出してくるな、と私は思っとなる。その辺のところを十分に検討されてますか、ってことを伺いたい。

○板井施設工事課長 はい。

**○国頭委員長** 板井施設工事課長。

**○板井施設工事課長** ただいまの検討状況でございますが、いろんな事例の中で全国、指定管理の事例がございまして、いわゆるその、そのことに関しまして大手の業者さんもうらっしゃいます。あるいは、今戸田委員さんおっしゃいますように、地場産業ということ考えたときに、J Vという形で受けていらっしゃる場所もございます。そういったことを含めまして、先ほど申しあげましたこういった形の条件というところで、ただ今検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

**○戸田委員** はい、委員長。

**○国頭委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私が言いますのは、そこの「施設の運営管理に関しては、一層の経費削減及び予算の効率的執行を図りながら、適正な施設設備の維持管理に努めたい」、ということ述べておられるので指定管理者制度を導入するのは私は大賛成なんですけども、やはり適切な管理が私は求められてくると、その辺のところ十分にやっぱり地場産業さんも参入できるような形態を考えていかないと、私は市民の理解はなかなか得にくいんじゃないかな。私はそう思っとる。これは私は指摘しておきたいと思います。

次5ページをお開きいただきたいと思います。すいません、長々と。で今のエコスラグセンターの溶融処理は停止をされたんですけれども、まあこれで維持管理費もかかっております。これから廃プラスチック、今の「一部外部委託処理を行うこととした」ということなんですけれども、で、今後の見通しなんですけれども、今後の見通しはどのように考えておられますか。まずそこを伺っておきたい。

**○隠樹事務局次長** はい。

**○国頭委員長** 隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** エコスラグセンターの土地の見通し、ということでしょうか。

**○戸田委員** 委員長。

**○国頭委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** エコスラグセンターを停止されて、例えば民間に売却するのか、今基本構想で示されておられる、今のごみ処理の広域化計画の中にあるんですが、今朝私見てきたんですけれども、清掃工場の方針が出ている。じゃあ清掃工場の一部適応させて変換を図っていくのか、解体すると10億かかるということを示唆されておられる。その辺の今後の方策をどのように今観点で考えておられるのか。

**○隠樹事務局次長** はい。

**○国頭委員長** 隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** はい。今のエコスラグセンター停止後の土地の問題もそうですけれども、今あり方検討会のほうでいろいろ検討を進めております、今後のごみ処理施設のこともありまして、今の土地を今後またそういった新しい施設の建築に使っていく

のかということも含めて、現在そこそこ検討の中で考えていってるところでございますけども、今の民間売却の件につきましては、以降、2社ほど施設を見学したいという業者さんがおられまして、見てはいただきましたけれども、かなり停止してから時間も経っておるということもありまして、中の機械類については使用が困難であるということから、辞退をされたりしてるケースもございますので、今後につきましては跡地利用の方策も含めまして、新しい施設の建築ということも考えながら、今後その土地の利用についてもどうしていくか、というのは検討してまいりたいという具合に考えております。

**○戸田委員** 委員長。

**○国頭委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** ごめんなさい、ページ間違えて。9ページだったんだけど、「令和元年の9月頃を目途に検討を行うこととしている」というような文書があるんですけども、そのような形で民間売却が私一番いいのかなと私は思ってるんですけども、解体費用が10億もかかるっていうのは大変な巨費がかかる。で、今の米子市の清掃工場は令和13年度でしたかね、あと12、3年になるんですが、地元の幸本議員さんもおられるんですけど、しかし、施設の機能転換を図るっていうのは大変なことなんでしょうけど。ただ私がばつと考えた中では清掃工場の付帯設備に転換を図られるな、ということは私は思うんですけども、改めてもう一度その辺のところは検討されていないのかなのか。

**○伊澤副管理者** 委員長。

**○国頭委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 私のほうからお答えしたいと思いますが、エコスラグセンターの施設の問題につきましては、ここにも書かせていただいているとおりでありまして、今年度検討を行いまして、今年度かけて検討を行いまして、その検討状況につきましては先般の廃棄物の特別委員会のほうでご報告させていただいております。詳しくはそちらのほうをご覧くださいことになりますが、結論から申し上げますと、検討委員会としての検討としては、やはりこれは解体撤去せざるを得んだろうというふうに考えております。その経費につきましては、今議員がおっしゃいました、確か私も経費を手元に持っておりませんが、7億から10億ぐらいということだったと思います。これができれば先ほど言ったとおりどなたか民間で買いたいというような方があればですね、お譲りするということも当然否定しているわけではございませんが、中のプラントはかなり特殊なものでありまして、なかなか多用途に使うということができないということや、建屋のなかにプラントをですね、建屋の建築と合わせて造りつけながら一緒に造っていったということで、中のプラントだけの解体ということがほぼできないと。つまり建屋とプラントと壊すなら一緒に壊さないでですね、できないと。い

ったような様々な諸条件があります。こういったようなことを考えますと、どなたか今の建物を含めて有効に活用したいという民間の方がいらっしゃれば、お譲りすることも積極的に検討して参りたいと思いますけども、それができない場合はですね、やはり責任をもって西部広域で解体撤去するということがあります。一方、戸田議員のほうからお話がありました次の、令和14年以降の西部広域全体の可燃物不燃物の処理、これにつきましてはご案内のとおり、あり方検討委員会を作って現在検討を進め、現在は基本構想の策定に向けた議論を構成市町村と共に進めているところであります。これは、当然、エコスラグセンターの場所ということも全く視野に入らないわけではありませんが、やはり、西部広域全体のもので、10年少し先の話にはなりますけど、処理体制をまっさらな目で考えていこう、ということで今検討しております。そういったことになると、やはり、地理的な条件ですとか、用地の面積とかもかなり制約が出てまいります。現在は、現在のように可燃と不燃を別々のところで処理するのではなくて、これはすでに報告しておりますが、可燃不燃一体のもので、処理施設を目指すのが合理的ではないかといったようなことですか、そういったようなことを示しております。そうしますと、現実問題としては今のエコスラグセンターの場所というのはですね、なかなか難しいんじゃないかなあ、というふうに思っております。いづれにいたしましても、基本構想を固めつつ、まだ現在は場所という話にはなっていないので、基本構想に合わせてその次の段階として、立地の的確な場所といったようなことを議論するというところであります。その前段階の議論をしているということでもあります。以上です。

**○戸田委員** 委員長。

**○国頭委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** ごめんなさい、最後にします。常備消防の14ページですけれども、これ、救急救命士をずっと育成支援をしてきとるんですけども、今朝もテレビでやっておったんですけども、報道で。糸魚川の大規模火災、先般も一般質問しましたけれども、大規模火災で146軒でしたか、焼失して戻ってこられた方68軒。ほとんどその場所に帰ってこれないというような状況下なんですけど、で救急救命士はこれは当然法律に基づいて育成支援しとられると思うんですが、火災予防士、その辺のところ、火災予防士でしたかいね、防災士、火災防災士。火災防災士のその辺のいわゆる育成っていうのは、やっておられるんですか。その辺のところが全く見えてこないんですが。その辺のところ伺っておきたい。

**○安達予防課長** はい。

**○国頭委員長** 安達予防課長。

**○安達予防課長** はい。防災士につきましては、認定が消防の業務ではございませんでして、一定条件を、今資料を持ち合わせておりませんのではっきりしたことは申し

上げられませんが、一定条件を資格を備えた方が申請をされて防災士に認定されるという仕組みだったように承知しておるところです。ですので、今、委員ご質問の「積極的に養成をしとるか」と言われますと、そういうことではありません。ただ、防災士の要件の中に救急講習を受けているとか、というような一定の防災の知識は必要になっていたかと存じますので、そういう傍らを協力させていただいているという形ではないかな、というふうに考えております。以上です。

○戸田委員 委員長。

○国頭委員長 戸田委員。

○戸田委員 今の説明の中では、救急救命士の養成や資質向上に向け体制整備を行っているんだということがピックアップされて、火災予防というような観点から、まず第一の使命は消防は火災予防というような観点もあろうかと思うんですが、やはり私のときには相当、職員のモチベーションをあげるためにも、その辺のところ取り組んできたという経緯があったんですが、今その辺のところ取り組んでおらないんですか。

○安達予防課長 はい、委員長。

○国頭委員長 安達予防課長。

○安達予防課長 はい。そういう地域の防災士っていうか、防災士という資格ではございませんが、自衛消防組織、自治会におかれます防災組織の訓練指導でありますとか、そして、企業の消防訓練でございますとか、そういうものに関して言えば積極的に申し出をいただいた場合には協力させていただいております。イベント等のときをとらえまして、チラシであったり、水消火器の体験だったりというものをさせていただいております。以上です。

○戸田委員 委員長、私とちょっと意見がおかしい。

○国頭委員長 戸田委員。

○戸田委員 かみ合わないんだけど、職員の火災に対する今の火災予防士かなんかがあっただない。それを職員に取らせとったでしょ。それ、私のときに40名か50名おったんでしょ。その辺のところ全く記載がないから、救急救命だけにウェイトをおいておられるっていうように見られますよ、そうではなくて、救急救命士と並行しながら、そういう職員のモチベーションを上げてきたという経過があったんじゃないですか。今はどうなっておるんですかということだがん。

○安達予防課長 はい。

○国頭委員長 安達予防課長。

○安達予防課長 はい。大変失礼しました。今、委員ご質問の予防技術検定ということではないかな、というふうに理解しております。あの、させていただきます。それで、この予防技術検定といいますものは、防火査察、危険物、そして消防設備という3種類の国家資格がございます。これを、公費をいただきまして、受験させておると

ころです。現在、予防技術資格者という形で117名程度の職員を、資格を持ちました者を指名させていただいて、いろいろな場面で講師等々に立たせてですね、仕事をしていただいているところです。

○戸田委員 終わります。

○小谷委員 委員長。いいですか。

○国頭委員長 小谷委員。

○小谷委員 いくつか質問したいと思いますが、施策の説明の中で、3ページの社会福祉施設うなばら荘について、ちょっとお伺いをしていきたいと。昨年度の指摘事項の中に、指定管理者が安定的に指定管理業務が行えるよう、という指摘の中で次期指定管理の条件で3項目あるわけですが、これはこれで理解はできるわけですが、具体的な利用者の増というのが、全体的に7.2パーセントの対前年比で減少と。これは改修のための休館というので、これも理解できるですけど、中身についてですね、一般の中の27パーセントの減、その中に多分市町村共済も含まれるんじゃないかなって思うんですが、弓ヶ浜荘がなくなってですね、あそこを市町村共済の拠点としてうんと利用していただくというような話も出たなかでですね、対前年比が15パーセント減、この数字は一概に改修休業に負わせていいものかどうか。ここら辺の市町村に対する浸透度等々にどういうふうな働きかけがなされていたのかと、いう働きかけの経過がもしあったら教えていただきたいと思うし、利用増を図っていかないと結構大きな改修費をそこに加えてきて、大体大方の改修が終わってですね、今度は利用増を図っていかないと、安定的指定管理もなかなか手があげれない。先ほどのエコスラグセンターではないけど、いい時期に民間に売却するにしてもですね、そのところの努力を汗を出さないと、いい条件がこれから先になかなか降ってこないじゃないかと思うんですけど、利用増についての基本的な考え方をちょっと聞かせていただきたい。

○板井施設工事課長 はい。

○国頭委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 小谷委員からのうなばら荘の利用客増に関するお尋ねでございますが、うなばら荘の場合、ご存知のようにうなばら福祉事業団の指定管理者とさせていただいております、私どもといたしましては月に1回程度、協議会という形でうなばら福祉事業団さんとはそういった利用人数のことですとか、売り上げのことですとか、報告を受けておるところで協議をしているところでございます。その場によりまして、そういったふうなお話はさせていただいております、直接的には、我々も水面下で努力はいたしますが、直接的には指定管理者のうなばら福祉事業団さんのほうが、いろいろ市町村さんなり、他にかかけられるというところでございます。以上です。

○小谷委員 委員長。

○国頭委員長 小谷委員。

○小谷委員 基本的にはですね、指定管理者が汗を出すのが、指定管理を締結したからにはそこが第一義的にはやるのは当然だと思います。指定管理料、うなばら荘の財団ですか、2, 500万円。これはですね、そこに契約のいわゆる西部広域としてはですね、そこに財団からお金が出ていようがどうしても、そこにお金出すということに対してはですね、私はもっと、ちゃんと広告宣伝費を使って、やれ、とか、あるいは料理がどうかそういうふうな発言の権利はあるじゃないかなと私は思うですけどね。このところがあいまいなのが、各町が持つとる町営の施設を指定管理に出したときにですね、指定管理に出したから町は知らない。そうじゃなしに指定管理料を町が出しとるんだから、そこで指定管理料を出した部分はもっとちゃんと頑張ってやっていただかないといけない、というのは町に言う権利があるじゃないかというふうに私は理解をしてるんですけど、西部広域も財団にまかしているからっていう部分で、じゃあ財団がもうちょっと頑張ってやらないけんじゃないか、というそのところをもう一步踏み込まないと、私は利用増どころか年々減少していったって、最終的には民間売却するにも、これじゃちょっと無理だというような事態が起きるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどういう見解を持っておられますか。

○板井施設工事課長 はい。

○国頭委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 指定管理とですね、我々西部広域とどこまで踏み込んでいいかというところは、なかなか難しいところではありますが、先ほど言いましたいろんなうなばら福祉事業団とのいろんな協議の中でですね、最近の検討状況も当然ご存じでございますし、売り上げ増に向けての施策というのは要請しておるところでございます。

○神庭事務局長 はい、委員長

○国頭委員長 神庭事務局長。

○神庭事務局長 ただ今、担当課長のほうからいろいろお答えをさせていただきましたが、うなばら福祉事業団の経営状況については、いろいろ対策が必要だという状況であることは認識をしております。それについては、それはありつつも、次期指定管理の期間2年間をうなばら福祉事業団で指定管理をしていただいて頑張りたい、ということで方向性を出しておりますので、事務局といたしましても、日吉津村と連携をしながら、うなばら福祉事業団の経営状況改善に向けて努力をしてまいりたいと思っております。以上です。

○小谷委員 委員長。

○国頭委員長 小谷委員。

**○小谷委員** あり方検討委員会というのがあって、その中でですね、月に1回関係者が集まっとうなばら荘についてですね、ミーティング会を行われる。月に1回、年間12回やられる中でですね、やっぱし指定管理者に投げっぱなしでなしにですね、その会議の中でやっぱしこの部分は利用者増にはどうやったら利用者が増えるのか、という部分を十分に検討の中に入れていただきたいというふうに思って次の質問に行かせてもらいます。

もう一つは私が勉強不足で教えていただきたいと思います、エコスラグセンターの6の清掃施設ですね、いろいろな遍歴があって、平成31年度に外部委託、廃プラスチック残さの一部処理を、外部処理を委託されるとありますね。これは外部処理されるわけですが、ここを休止して、令和元年9月頃を目途に検討を行うというふうになっとなるわけですが、もう今休止してしまっとなるのにこの一部以外のプラスチックというのは大体どういうふうになっとなるだあか。

**○隠樹事務局次長** はい。

**○国頭委員長** 隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** リサイクルプラザのほうに運び込まれた不燃物と不燃性粗大ごみについて、リサイクルプラザのほうで資源物を回収したのちに、今までは最終処分場へそのまま埋め立て処理をしておりましたが、次期処分場の建設というのを見据えて平成43年ですので令和14年に、新しい処分場を造るということで今検討を進めているところでございまして、そこまで今の最終処分場を延命するという目的で、不燃物残さの一部を、量でいきますと概ね半分、50パーセント程度を外部持ち出しを現在しているところでございます。

**○小谷委員** 委員長。

**○国頭委員長** 小谷委員。

**○小谷委員** はい分かりました。もう一点は、桜の苑。随意契約で、今、戸田委員の質問の中にあっただんですが、私のほうが分からない部分で質問させていただきます。この株式会社五輪に随契を出されておる。その契約金額が3,561万8,400円という。この3,561万8,400円というのは維持管理費ということですが、これ、大雑把な算定基礎、基準みたいなものがあつたらちょっと教えてください。大雑把でいいですよ、教えてください。

**○板井施設工事課長** はい。

**○国頭委員長** 板井施設工事課長。

**○板井施設工事課長** はい。随意契約の火葬業務のところのご質問でございしますが、この契約はですね、いわゆる火葬の部分について、霊柩車が桜の苑に着かれてから火葬されて収骨までの業務を請け負っていただいておりますのでございまして、この算定基礎でございますけれども、この部分は人件費が算定基礎になっております。

○小谷委員 委員長。

○国頭委員長 小谷委員。

○小谷委員 主な算定基礎は3, 561万8, 400円は、人件費と理解していい。

○板井施設工事課長 そうでございます。

○小谷委員 はい。では次。

○国頭委員長 小谷委員。

○小谷委員 ならば、この株式会社五輪というのは、1社しかないですか。

○板井施設工事課長 はい。

○国頭委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 この随意契約の株式会社五輪でございますが、これは炉のメーカーの宮本工業所という炉メーカーでございますが、ここの出たメンテナンス業務を請け負う会社でございまして、そこと契約をさせていただいているものでございます。以上です。

○小谷委員 委員長。

○国頭委員長 小谷委員。

○小谷委員 大体、炉のメーカーと関連があるので随意契約というのは理解できます。理解できますが、先般8千円を1万2千円に一体当たり火葬料値上げした時に、その多くは延命処置に使われたということで炉の改修も大体終わってはおるじゃないかと思っとるですが、ここのところは、やっぱしそのメーカーでないとなかなか他社は手上げがないという理解でいいですか。

○板井施設工事課長 はい。

○国頭委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 火葬炉のメーカーでございますが、全国大きく2社、もう1社、中小というところがメーカーがございまして、どうしても火葬炉の構造ですとか、燃焼のさせ方ですとか、あとシステムのなところもございまして、それぞれ独自のものになっておりまして、なかなか他メーカーの場合ですと、火葬業務自体困難な場合が多いという現状であります。以上です。

○小谷委員 理解しました。

○井藤委員 よろしいですか、委員長。

○国頭委員長 井藤委員。

○井藤委員 初めてこの決算委員会で質問させていただくわけですが、ずれたことを話すこともあるかもしれませんが、それはご容赦いただきたいと思います。まず、予算書、決算書ですね、決算説明書の中の私が見てわからない部分が多少ありますので、それについて簡単に結構ですので説明していただけたらと思います。まず、歳入の部になります。10ページでございます。決算書の10ページ、歳入の部にな

りますけども国庫支出金、当初予算額がゼロであと補正予算のほうで対応していただいと、最終的にはこういう形で落ち着いとるということが、これ見させていただいたら分かるんですけど、これ、補正というのは多分システム上の国庫支出金が入る時期が当初予算のときからはずれとるんだらうなと思うんですけど、この辺りはいつもやはりこうなんでしょうか。で、補正は何月頃の補正になっておりますでしょうか。

**○板井施設工事課長** はい。

**○国頭委員長** 板井施設工事課長。

**○板井施設工事課長** はい。井藤委員さんのご質問でございますが、これは浄化場の統合、先月の常任委員会のほうでご報告をさせていただいたように、米子浄化場で統合をしようというところの報告はさせていただいたところでございますが、昨年度、この浄化場の統合あるいは下水道との接続というような検討を行うにあたりましてですね、どうしてもコンサルのほうにお願いしたいというところがございました。それにあたりまして、当初予算の段階ではこの業務は予定しておりませんでしたが、どうしてもこの業務が必要ということで、実施したところでございます。この実施にあたりまして、環境省の循環型社会形成推進交付金事業が利用できるということでございましたので、10月の補正予算で議決いただいてこの事業実施したところでございます。

**○井藤委員** 続きまして19ページ、歳出の関係で19ページになるんですけども、消防費の関係で、災害補償費それから補償補填及び賠償金というところが、支出済額がいずれもゼロになっております。これはこういう対象事案がなかったということで理解でよろしいでしょうか。何事もなくうまく職務執行できたということなんでしょうか。

**○藤山消防局長** はい。

**○国頭委員長** 藤山消防局長。

**○藤山消防局長** はい。井藤委員のご指摘のとおりでございます。以上でございます。

**○井藤委員** 分かりました。ありがとうございます。それから、次に歳入歳出決算を合わせての関係なんですけど、執行率が大体99パーセントということ、非常にほんとにきっちり執行されとるなという気持ちで見させていただいたんですけど、例えば継続事業とかであるいは継続事業というようなものはこの間なかったのでしょうか。どうでしょうか。単年度でいずれも終わるような事業がほとんどだったのでしょうか。

**○伏野事務局総務課長補佐** はい。

**○国頭委員長** 伏野総務課長補佐。

**○伏野事務局総務課長補佐** はい。入札財政の伏野と申します。いずれも単年度事業でございましたので、継続の事業では今回ございませんでした。

**○井藤委員** 続きまして、先ほど2人の委員の方からうなばら荘の関係が出ておりま

す。多分執行部のほうでもあり方検討会等々の協議を進めておられると思いますが、実は(日吉津村)議会のほうでもですね特別委員会の調査項目の中に一つ入れまして、2年という指定期間いただいたんですが、2年ってというようなこといったら遅れると。これは実質は1年だということで、この辺りでしっかり我々もやっていかないけんよということで言っとりますので、そういうふうに進めていく予定にいたしておりますので、一つその点よろしくお願ひしたいと思います。それでもってうなばら荘の関係でちょっとご質問してみたいと思います。過去の経緯をあまり承知していない部分もあろうかと思いますが、このうなばら荘基金というのは、例えば23ページありますよね、財産に関する調書の中の23ページの基金のところ、(3)でうなばら荘基金というのがございます。これは、うなばら荘基金は指定納入金ということで2,500万円ですかね、あの部分だと思いますけどこれは使途は限定されとりますんでしょうか。うなばら荘のことだけにしか使えないという基金なんでしょうかどうか。

○伏野事務局総務課長補佐 はい。

○国頭委員長 伏野課長補佐。

○伏野事務局総務課長補佐 委員ご指摘のとおりうなばら荘の事務に関しての限定された特定基金でございます。

○井藤委員 ああそうですか、分かりました。確認です。これは多分基金条例か何かできとって、その中での金額などが指定されとるんだと思いますけど、この辺りはそのようになっていますか。うなばら荘の何に使うのかは別として。経営関係で、あるいは改修関係で使っていくということになっているんでしょうか。基金条例も確認せずに質問で悪いですけど。

○国頭委員長 よろしいですか。

○生田施設工事課長補佐 委員長。

○国頭委員長 生田施設工事課長補佐。

○生田施設工事課長補佐 それではうなばら荘基金条例のことについてご質問をいただきましたのでご答弁いたします。うなばら荘基金条例の規定によりまして、基金の処分について第5条に規定されておまして、「経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。」それから二つ目が「災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。」三つ目が「増改築等の整備に要する経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。」以上三つの規定でございます。

○井藤委員 分かりました。ありがとうございます。引き続きになりますけど、うなばら荘の関係でもし今後日吉津村のほうで議会のほうも入って検討するようにしますので、支障がなければない範囲内で結構ですので、教えていただいたらと思いま

す。ここの何ページでしょうか。資料的には決算審査資料というのがございます。決算審査資料の1ページがありますけども、老人福祉施設費というのがございます。民生費の中にですね。これはありませんね、金額が入ってませんね。これは多分、老人福祉施設っていうのは経費の対象になってるのが、うなばら荘以外に何かあるでしょうかでしょうか。

○伏野事務局総務課長補佐 はい。

○国頭委員長 伏野総務課長補佐。

○伏野事務局総務課長補佐 今ご質問がありました老人福祉施設費でございますけども、こちらはうなばら荘に関する費用でございますして、指定管理者納入金と今ご質問に出ておりますうなばら荘基金を財源として計上しておりますして、こちらの表にありますのは、市町村負担金に該当する部分でございますので、この表の中では市町村負担金は充てられておりませんので、出てこない状況となっております。

○井藤委員 分かりました。当初は多分あったからここが市町村負担金があったから、いくらかの金額が入っておったということなんですよ。という理解でよろしいですか。

○伏野事務局総務課長補佐 はい。

○国頭委員長 伏野総務課長補佐。

○伏野事務局総務課長補佐 委員ご指摘のとおりでございます。

○井藤委員 はい分かりました。施設の今後検討していくにあたりまして、施設の必要性等についても十分に検討していかないけんと思います。施設の成り立ちの関係があります。老人福祉施設として成り立ってきた、造られたという経緯がございます。その意味でちょっとお尋ねなんですけど、あり方検討会の中で、代替施設の可能性、うなばら荘に代わる代替施設の可能性。それから、そこで働いておられます職員の人の稼働先の確保などについてもですね、今後についてもあり方検討会の中では検討されてるような項目なんでしょうか、どうでしょうか。代替施設、先ほどありましたように皆生にありました弓ヶ浜荘などあるんですけど、その辺りの代替しているうなばら荘がもし経営できない、あるいはしないということになった場合の老人福祉施設としての確保というようなことについても、維持というようなことについても検討されたような経緯はございますでしょうか。

○板井施設工事課長 はい。

○国頭委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 ただ今のご質問でございますが、あり方検討のほうは市町村からの担当者の課長さん、お集まりいただいて検討しておるところでございます。今のご質問につきましては、これまでにそれにつきまして具体的な検討はしておりませんが、これから検討させていただくというところでございます。

**○井藤委員** 分かりました。ありがとうございます。最後一点だけお聞きしたいと思います。よろしいですか。うなばら荘の関係ではないんですけども、資料的には第3次行政改革大綱・実施計画進捗状況というのをいただいてまして、この中で、「市町村将来像に適合した消防局組織体制の見直し・再編」という項目がございます。この中の②とですね、それから「人事評価制度の導入に伴う適正な人事管理の実施と人材の育成」についての①のあたりになろうかと思えますけども、消防組織ということ考えた場合には人的な組織になろうかと思えます。やはりその組織の中での意欲と言いますかね、そういうのが育まれるようなやはり組織でないと、実質的には動いてまいらないということが私自身の考えですけども、あるんじゃないかと思えます。そのうえでちょっとお聞きしたいと思うんですけど、この中で見直しがなされたりですね、今後見直しを行うというような部分がございます。このあたりについてもう少し具体的にね、現状ではこの点についてあれしとる、例えば人事評価制度と合したその処遇改善、その人事評価の処遇への展開といいますか、取入れというような点、非常に重要なんじゃないかと思えますけど、そのあたりはどうでしょうか。何か検討されているような経緯はございますか。

**○三上事務局次長** はい、委員長。

**○国頭委員長** 三上次長。

**○三上事務局次長** 消防局に限ったというお話にはならないかもしれませんが、事務局消防局共通でその人事評価制度に対する活用といいますか、そのあたりの考え方でございますけども、現在の人事評価制度の大きな目標といたしましては、評価をすることによりまして、職員個々の人材を磨き上げることが大きな目標となっております。この評価として、処遇というのはどう反映しているかということなんですけども、現在につきましては評価の悪いほうの評価が出た場合につきましては、その処遇についてその悪い部分を考慮していくと。というようなことで活用しておりますけども、良いほうでの活用ということにつきましては、現在のところは運用が出来ていないというところがあります。ちなみにですね、この人事評価につきましては米子市のほうが導入されていますものと同じもので西部広域も運用しているということでございます。現段階ではそういうような状況でございますけども、またご意見等いただきながらですね、考えてまいりたいと思えます。以上でございます。

**○井藤委員** 専門でやっておられる伊澤副管理者もおられますので、ぜひしていただいたほうがいいかな。悪いのばかりでなくて良いほうもぜひして、組織を活性化していただきたい。ぜひお願いしたい。以上です。

**○国頭委員長** はい。ほかにありませんでしょうか。

**○足田委員** はい。

**○国頭委員長** 足田委員。

○足田委員 決算審査資料の19ページの衛生費の随意契約の状況ですけど、3のリサイクルプラザ中央操作室運転管理等業務、まあ予算額と契約金額が違ってるんですけど、その辺の説明があれば。

○国頭委員長 予算の違いの説明ですね。お願いしたいと思います。19ページの随意契約の3ですね。リサイクルプラザ中央操作室運転管理等業務。

○小林環境資源課長補佐 はい。

○国頭委員長 小林環境資源課長補佐。

○小林環境資源課長補佐 はい。このリサイクルプラザ中央操作室運転管理等業務ですが、廃棄物積算要領書というのに基づきまして、設計いたしまして、予定価格を決定しております。それに基づきまして入札を行いまして、こういったような落札金額となり契約をしておるということでございます。以上です。

○伏野事務局総務課長補佐 委員長、補足説明を。

○国頭委員長 伏野総務課長補佐。

○伏野事務局総務課長補佐 はい。今、担当の者より入札に付してという発言がございましたが、実際当初入札にしておりますけども、今組合の運営といたしましては、物品役務の入札につきましては、参加業者が1社の場合は再度公告をいたしまして、で再度公告においても1社だった場合において、今回のような随意契約の8号に該当します、競争入札に付して入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないときということで、今回は随意契約を行っているものでございます。以上でございます。

○足田委員 じゃあ、続いて。主要な施策の説明書ですけど、介護認定審査会、1ページの。内容的な部分になるんですけど、境港も増えてるんですけど、審査判定が。境港がちょうど29年度、特に総合事業が始まって要支援がかなり増えたんですけども、25パーセントぐらい一気に増えたっていうのがありまして、その辺の内容、そういう部分でしっかり2次判定ですけども、そういった部分での関与っていうのはどういうことが出来ているんでしょうか。そこまでのことはできないのか。

○近藤事務局総務課長補佐 はい、委員長。

○国頭委員長 近藤総務課長補佐。

○近藤事務局総務課長補佐 はい。総務課認定審査担当の近藤と申します。要介護認定ですけども、私ども西部広域のほうでは介護認定審査会における2次判定のみ行っているところでございます。それで、2次判定といたしましては、まず市町村のほうから認定調査が行われまして、あと主治医意見書、その他審査会資料のほうで審査会のほうに送られてきまして、それをもとに1次判定よりもより手間がかかっているか、かかっていないかという2次判定を行っておりますので、それ以外の部分につきましては介護認定審査会の関与するところではございません。以上でございます。

○足田委員 はい。

○国頭委員長 足田委員。

○足田委員 国からの審査っていうのが、公平性中立性を求められていて、数も増やすような形のことが国から言われているんですけど、そういった部分で特に要支援1、2は市町村が関与していくという意味で運用が任されている部分で、しっかりそういった統一的な審査がしっかりできているのか、私も急激に増えたものですから、審査がきっちり公平に行われているのかちょっと懐疑的な部分もありまして、今言われた説明のとおりならどうしようもないっていう、市町村が申請するってことですので、難しいと思うんですけども、何かしらできないのかなと思って質問させていただきました。以上です。

○国頭委員長 よろしいですか。ほかにありませんでしょうか。

○今城委員 はい。

○国頭委員長 今城委員。

○今城委員 すいません、決算ということではないところもありますので、少し最後に伺わせていただこうと思っていたんですけども、行革大綱の5ページのところ、先ほどもおっしゃったんですけども、行革大綱の5ページのところの人材育成のところ、様々な人材育成の形が書いてくださっているところなんですけども、ひとつ昨年の決算の指摘事項のところで、1でこれは常備消防の勤務体制ということを指摘しているところで、規律規範という、あの、ま、ちょっと問題があったからということ踏まえての指摘をさせていただいたところなんですけど、実際今回、今年度になって特に情報漏洩っていう問題がありまして、同じようなことだとは思っていないんですけども、事案とか課題としてのものはないんですけど、やはりここに人材育成という部分に対しての規範意識とか、職員全体の倫理観の不足とかっていうところも、処理状況の中であるということを考えますと、この人材育成という中にやはりこういう規範意識とかっていうところの考え方、教育の仕方とかっていうところを、具体的な形で実施するというようなことが必要ではないかなと考えるところなんです。漏洩の件に関しては、別途警察等にも相談して下さっているとありますが、職員自身の規範意識だとか、公務員としての倫理意識とかっていうところは、ここでしっかりと訴えていき、また教育もしていくというのが本来のスタイルというか、必要なことではないかなというふうにも考えるところですので、その辺のあたりが少し記入というか加えていただきながら、実際にどのようなことを実施していくのかということも具体的なことになっていけばいいのかなというふうに思っているところですので、提案という形でお考えいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○国頭委員長 ほかに。

○戸田委員 委員長。

○国頭委員長 戸田委員。

**○戸田委員** ちょっと最後に、決算に係る主要な施策の説明書の11ページのところですけれども、ごみ処理の広域化に関する事務という、私最後にお聞きしようと思ったんですが、これは管理者も副管理者も米子市議会で一般廃棄物最終処分場の議論があつておることなんですが、あえて私触れておきたいんです。今日、米子市議会以外に境港さん、日吉津村さん、伯耆町さん、それと日野町さんという方々がおられるわけですが、やはり広域行政がこれから大きな大事業、私見積もっても自分の試算の中でも約250億円くらい投ずる大きな大事業です。これがほんとに今ごみ処理の広域化計画が立ち上がって、この内容をいただいておりますけれども、今現在、あと12年ほどしかないんですけれども、最終処分場のタイムリミットって13年弱ですが、先ほど伊澤副管理者が答弁であったように、清掃工場とリサイクルプラザは同一敷地内、最終処分場は近隣のということの理想論を挙げておられるんですけれども、なかなか難しい。それで今私が問いたいのは、ここに挙げておられるんですけど、今の現状、30年度の決算状況の中で、ある程度構成市町村の中で十分に議論されて候補地というようなものはある程度提供されておられるのでしょうか。例えば3候補地というような内容まではいきておられないのでしょうか。答えられれば答えていただければ。

**○伊澤副管理者** 委員長。

**○国頭委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** あり方検討会での検討の状況につきましては、特別委員会のほうで中心にご報告をさせていただいているところであります。その報告内容につきましては現段階はその基本であります基本構想の段階になります。その基本構想を専門のコンサルティングを入れさせていただいて、まさに構成市町村が一緒になって検討していると。その中はですね、現段階は将来の12年後でしょうか、令和14年稼働予定であります、令和14年時点での西部広域圏内のごみの総量がどの程度になるかといったようなこと、当然そのごみが処理できる施設を我々考えなければならないことや、それからどんな整備パターンがあるのかと。これは、当然西部広域でということになれば一か所に集約して、ということになるわけですが、西部圏域、狭いようでもいぶん広い圏域であります。北は境港から南は日南町まで、東は大山町までということになります。このエリアのごみを本当に一か所に集約することが、最も効率的な方法なのか、あるいは複数施設、例えば2つとか3つとか、そんなにたくさんということはないと思いますが、分けたほうが効率的になるという可能性はあるのかないのかと、こういったようなことを検討しております。従いまして、まだそういったフレームができていないと、ごみの処理量等はほぼ人口推計等前提に考えれば、今のごみ量が人口と共にどう推移するのか、プラス、リサイクルとかごみ処理技術の進展に伴う削減率を見込む。一方、近時話題になっている災害ごみ、これにも備えなけ

ればならないと。一定量のオーバーキャパを持ってですね、何かあったときには対応できるようにしておかなければならない。こういった試算をしておりますし、それを基にその総量を繰り返しになります、という体制で処理するのが一番効率的なのか。この議論を重ねてるところであります。従いましてその議論が終わらないとですね、次の場所という話にはなりません。もちろん様々な可能性、例えばこれは西部圏域全体でやった場合にですね、はっきり言えるのはやはり、ごみの収集運搬の効率性ということをも十分考えなければならぬと。そうしますと、全域から最も物を集めやすい場所はどのへんだらうか、といったことの想定が頭の中にし始めてはおりますけれども、それを終えて具体的なですね候補地の推薦とか、あるいは候補地について議論するという段階にはまだなっていないということでご理解いただきたいと思います。以上です。

**○戸田委員** 委員長。

**○国頭委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 経験則なり他市の事例等々を見ますと、やっぱり清掃工場と不燃ごみ処理施設の同一地内の立地が一番適切だろうな、と。リサイクルプラザは今、現地にお願いさせていただいたのは運搬効率の観点からリサイクルプラザ、中心地に持ってきたんですけど、清掃工場の場合どうなるかなという議論が出てくるんでしょう。まず私が思うには、50万立米ぐらいの最終処分場を候補地と挙げてまずそこに集中していく、というようなスタンスをとっていかないと、なかなか今後廃棄物処理は難しいんだらうなあ。で最終処分場の、今キャパの話もあったんですけど、そういうような視点が色々あるんですけど、やはり三つの処理施設を一举に解決すると大変な技だろうと私は思うんです。でここの中にゴミ処理の広域化に関する事務について触れておられますけど、これから副管理者から答弁があったように詳細に入っていくんですけど、私が申しあげたいのはやはり一丸となるには構成市町村さんが一丸となっていないといけない。同じそういうような士気を持っていただかないと、なかなか建設ができませんのであろうというような危惧はあるものですから、そういうふうな情報提供をどしどしされて、軌を一にして今後こういうふうな事務体系に臨んでいただければな、というふうに思います。

**○伊澤副管理者** 委員長。

**○国頭委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 今、戸田委員さんのご指摘を激励と受け止めて答弁させていただきますが、私があり方検討会の座長を務めさせていただいておりますので、現時点ではある意味、戸田委員さんがおっしゃったことは誰よりも我が道を行く私です。一つだけはっきりしているのは、廃棄物の問題というのは近時、いろんな環境もあって非常にネガティブな議論が進んでおりますが、実は生活インフラの最たるものでありまし

て、産業インフラでもあり生活インフラでもあり、民生・産業を通じたこの地域の明日を決める重要な役割を持つインフラだと考えておりますし、そのようにぜひ認識していただきたいと思います。今、構成市町村とその担当課長、一部は境港、そして伯耆町さんには副首長さんにも入ってもらっておりますけど、本当にかんりのエネルギーを費やして真剣な議論をしておりますが、しかし、今しばらくやはりこの議論は丁寧にしていく必要があるだろうと。具体的な数字とか具体的な状況、そういったものを本当に各構成市町村がしっかりと肝に入れて、そして一緒になってやれるところはやっていく、あるいはどういう形であれこの西部圏域が、廃棄物に対してしっかりと向き合い、将来持続可能性のある廃棄物の処理ができる地域を目指したいとこのように考えております。そのためにですね、一緒になれるまで、形は何であれですね、しっかりと議論を重ねることが必要だと思っております。今、まさにその時期でありますので、少しお時間をいただくことになるかもしれませんが、丁寧に議論を重ねてまいりたいと思っておりますし、その状況につきましては廃棄物の特別委員会が中心になると思っておりますが、議員各位にもその状況をできるだけきめ細かく情報提供し、ご意見を伺ってまいりたいと思っております。以上です。

**○国頭委員長** ほかにありませんでしょうか。

(「なし。」という声あり。)

**○国頭委員長** すいません、私からも。去年も少し言ったんですけど、1点だけ少し聞かせていただいて。私も入札のところの、決算審査資料の17ページの衛生費の9の最終処分等業務、これが一番大きな金額だと思います。毎年ですね。3億7,500万円、これは随意契約、仕方ないとは思いますが、先ほどから委員の皆さん言っていてますけど、予算額と契約額が一緒というところと、それから昨年度の予算っていうものはどうだったのか、ちょっとお聞きしたいなと思っておりますが。

**○隠樹事務局次長** はい。

**○国頭委員長** 隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** はい。最終処分業務につきまして、予算額と契約金額が同じだということにつきましては、現在最終処分場を所有しております事業者に対しまして、見積依頼を出しまして、見積をいただいた金額において予算を計上させていただいているということです。まず予算は。で、その結果、契約金額につきましてもその見積書の金額で契約のほうを結んでいるということに、現状なっております。昨年度は今ちょっと。

**○隠樹事務局次長** はい。

**○国頭委員長** 隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** はい。昨年の予算額につきましてですけども、3億7,989万6千円という金額になっておりまして、契約金額もそれと同じということでございま

す。

**○国頭委員長** はい、分かりました。去年よりも400万円くらい少ないということなんですけども、29年度と30年度と比べますとね、最終処分場の資料を見ますと、決算に係る主要な施策の説明書の10ページですけども、搬入量というのは500トン減ってるわけですね。埋め立て量についても5分の1下がっているという状況で、いろんな言い方があるんでしょうけど、向こうが言われた金額をそのままよりですね、いろんな算定の根拠って言うかですね、そういったものはされてないのかな。全てにおいてですけど、これが一番大きな金額だったので。そのあたり。

**○隠樹事務局次長** はい。

**○国頭委員長** 隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** はい。この積算につきましては、事業者のほうから見積もりを依頼しまして、事業者から出してきた見積もりに対して、人件費等につきましてはそれぞれ各都道府県のほうが標準単価を出しますので、その単価を入れ替えてうちのほうで積算をし直して予算要求をさせていただいているところでございます。

**○国頭委員長** はい、そういう答弁なんですけども、何かしらですね、随意契約が、今日も戸田委員と小谷委員からもありましたけど、随意契約にしても地元等にですね、解放できるようなことはできないか等ですね、前から言っておりますけども、行政改革は3次までやっておられますけど、財政改革っていうですね、費用のコストの削減っていう面についてはなかなかちょっと、米子市みたいにですね、毎年5パーセントシーリングみたいな削減っていうことは難しいかもしれませんが、毎年ですね、コストダウンという形の考え方っていうのは、みなさんちょっと考えていただけたらな、と委員の人の発言を聴いてそう思った次第であります。

**○国頭委員長** ほかにありませんでしょうか。

(「なし。」という声あり。)

**○国頭委員長** ほかにないものと認め、質疑を終わります。

**○国頭委員長** 続いて討論を行いたいと思います。ありませんでしょうか、討論。

(「なし。」という声あり。)

**○国頭委員長** 別にないものと認め、討論を終わりたいと思います。

**○国頭委員長** これより、本件について採決いたしたいと思います。特に反対のご意見っていうのがなかったようですので、本件については、原案のとおり認定することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし。」という声あり。)

**○国頭委員長** ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり認定することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 5 委員長報告について

○国頭委員長 次に、日程第5、委員長報告についてであります。明年1月開催予定の組合議会臨時会において報告する必要があります。これをどのようにしてまとめたらよいか、皆さんにお諮りしたいと思います。

○戸田委員 委員長。

○国頭委員長 戸田委員。

○戸田委員 正副委員長に一任したいと思います。

○国頭委員長 戸田委員から正副委員長に一任ということでありましたが、それよろしいでしょうか。皆さん。

(「異議なし。」という声あり。)

○国頭委員長 そうしましたら、今日あった議論をですね、正副委員長で皆さんの意見をまとめさせていただいて、また委員の方にお諮りしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 6 閉 会

○国頭委員長 最後になりますが、その他ということではありませんでしょうか。

(「なし。」という声あり。)

○国頭委員長 それでは、これをもちまして決算審査特別委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

(午後3時28分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合委員会条例第 3 1 条第 1 項の規定により署名する。

決算審査特別委員会委員長 国頭 靖